

ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進する観点から、**確定申告等を行わない給与所得者等の方**について、ふるさと納税に係る税控除を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

制度の概要

- 税控除を受けるための確定申告不要になります
- 確定申告を行った場合と同額の税控除が受けられます

対象者

- ①「確定申告」及び「町民税・県民税の申告」をする予定のない方
- ②1月1日～12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方

※ 確定申告を行った場合や5団体を超えて申請をした場合は、申請はなかったものとなりますのでご注意ください。

申請方法

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、以下に示す添付書類とあわせて、寄附の翌年1月10日までに郵送（必着）又は直接窓口でご提出ください。（捺印が必要であるため、電子メールやFAXでの提出はできません。）

また、申請後に申請内容（住所、氏名、生年月日）を変更又は訂正があった場合は、寄附した翌年1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要になります。

申請書に添付する書類

申請にあわせて、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーの提出が必要になります。次の表を確認の上、必要な書類を申請書に添付してください。

	①「個人番号カード」 をお持ちの方	②「通知カード」 をお持ちの方	③「個人番号カード」 「通知カード」 どちらもない方
(A) 個人番号確認の 書類	個人番号カードの 裏面のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
(B) 本人確認の書類	個人番号カードの 表面のコピー	次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日又は住所が確認できるようにコピーしてください。	次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日又は住所が確認できるようにコピーしてください。

※ ①～③の状況に合わせて、(A)と(B)の両方を添付してください。

提出日を記入してください

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 00年 月 10日 〇〇町長 殿	整理番号	
住所 東京都〇〇区〇〇町 00丁目00番地000号	フリガナ	フルサト タロウ
	氏名	故郷 太郎
	個人番号	0000000000000000
電話番号 00-0000-0000	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	生年月日	男・大・平・金 <input checked="" type="radio"/> 51・7・18

第五十五号の五様式（附則第

太枠内の項目を全て記入してください

個人番号(マイナンバー)を記入してください

〔個人番号〕欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用が可能な情報システムにおける個人番号をいう。）

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第1号は受税額

の四関係）

寄付をした年月日と金額を記入します
※同じ自治体に複数回寄付をした場合、その都度申請書を提出する必要があります

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 00年 5月 5日	20,000円

2. 申告の特例の適用に
申告の特例の適用を受ける
及び②に該当する場合、それ

「確定申告をする必要のない方が、ふるさと納税による寄付をした場合のみチェックしてください

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支払った寄附者であり、当該寄附金に付随する申告書の提出が義務づけられている者
- (2) 特例控除対象寄附金を支払った寄附者であり、当該寄附金に付随する申告書の提出（当該申告書の提出が義務づけられていない者）

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体以下」である場合、チェックをしてください（寄付回数ではなく、寄附先の自治体数）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	東京都〇〇区〇〇町 00丁目00番地000号	受付日付印
氏名	故郷 太郎 殿	

住所と氏名を記入してください
後日、申告特例申請書受付書の送付に利用されます（但し、自治体によっては送付しません）